

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）……………一

○東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………二

告示

○令和二年度東京都補正予算の公表……………（財務局主計部議案課）……………二

規程（文）

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………五

公告

○東京都交通局発電所公舎規程の一部を改正する規程……………六

規則

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（総務局行政改革推進部行政改革課）……………六

令和三年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十三号

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成十九年東京都規則第九号）附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる同規則による廃止前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊸」を削る。

別記第三号様式（裏面）及び第四号の二様式中「㊸」を削る。

別記第五号様式中「㊸」を削る。

別記第六号様式、第七号様式及び第十四号様式中「㊸」を削る。

別記第十五号様式中「㊸」を削る。

別記第十六号様式及び第十七号様式中「㊸」を削る。

別記第十八号様式中「㊸」を削る。

別記第十九号様式及び第二十号様式中「㊸」を削る。

別記第二十四号様式中「㊸」を削り、「淋瀝」を「淋瀝」に改める。

別記第二十五号様式及び第二十六号様式中「㊸」を削る。

別記第二十七号様式及び同様式別紙中「㊸」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都心身障害者扶養年金条例施行規則別記第二号様式、第三号様式、第四号の二様式から第七号様式まで、第十四号様式から第二十号様式まで及び第二十四号様式から第二十七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十四号

東京都立療育医療センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育医療センター条例施行規則(昭和六十年東京都規則第百一十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉞」を削る。

別記第五号様式中「

㉞」を「院長

」に改める。

別記第六号様式中「㉟」を削る。

別記第七号様式中「

㉟」を「院長

」に改める。

別記第八号様式中「㊱」を削る。

別記第九号様式中「

住所	氏名
住所	氏名

」を「

住所	氏名
住所	氏名

」に改める。

」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立療育医療センター条例施行規則別記第一号様式及び第五号様式から第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都立療育センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立療育センター条例施行規則(平成四年東京都規則第百八十一号)の一部を次

のように改正する。

別記第五号様式中「

㉞」を「院長

」に改める。

別記第六号様式中「㉟」を削る。

別記第七号様式中「

㉞」を「院長

」に改める。

別記第八号様式中「㊱」を削る。

別記第九号様式中「

住所	氏名
住所	氏名

」を「

住所	氏名
住所	氏名

」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立療育センター条例施行規則別記第五号様式から第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百五十三号

令和三年三月八日東京都議会の議決を得た令和二年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

令和2年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和2年度東京都一般会計の補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154,800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,681,753,381千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
08 国庫支出金		1,724,994,127	147,312,000	1,872,306,127
	02 国庫補助金	1,506,523,087	147,312,000	1,653,835,087
11 繰入金		1,316,363,638	7,488,000	1,323,851,638
	03 基金繰入金	1,302,373,379	7,488,000	1,309,861,379
歳 入 合 計		9,526,953,381	154,800,000	9,681,753,381

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09	産業労働費	1,910,205,077	154,800,000	2,065,005,077
	02 産業労働管理費	670,416,755	154,800,000	825,216,755
歳 出 合 計		9,526,953,381	154,800,000	9,681,753,381

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
09	産業労働費		432,335,883	154,800,000	587,135,883
	02 産業労働管理費		429,864,000	154,800,000	584,664,000
		1 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (新型コロナウイルス感染症緊急対策)	429,864,000	154,800,000	584,664,000
合 計			587,033,926	154,800,000	741,833,926

●東京都告示第三百五十四号

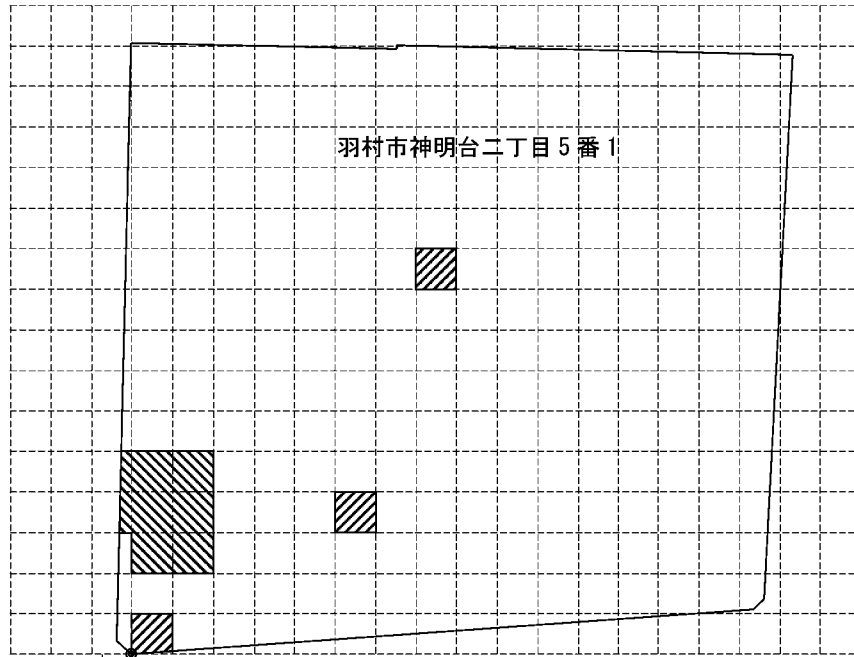
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二十三日

東京都知事 小 池 百合子



- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市神明台二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



格子の回転角度【68度19分12秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起 点
起点は、羽村市神明台二丁目5番1の最北端とする。

- 凡 例
- 単位区画
 - 敷地境界線
 -  形質変更時要届出区域（令和3年東京都告示第272号により指定した区域）
 -  形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）

68度19分12秒 起点

規程(交)

●交通局規程第二十号

東京都交通局発電所公舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十三日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局発電所公舎規程の一部を改正する規程

東京都交通局発電所公舎規程(昭和三十四年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式」に

「職氏名印」を「職氏名」に改める。

別記第二号様式及び第三号様式中「職氏名印」を「職氏名」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和三年三月二十三日

東京都知事 小池 百合子

別表十三産業労働局 205の項中「第18条」を「第16条、

第18条」に改め、「支庁」を削り、

5

を「支庁

2に改め、同表206の項中「、支

」を削り、

5

を「支庁

2

に改め、同表中218の項から350の項までを220の項から352

の項までとし、217の項を削り、216の項を219の項とし、215の項を218の項とし、214の項を217の項とし、213の項を削り、208の項から212の項までを212の項から216の項までとし、同表207の項中「、支庁」を削り、

5

を「支庁

2に改め、同項の次に次のように加える。

208	家畜人工授精所の開設の許可	家畜改良増殖法第24条	農林水産部農業振興課、農業振興事務所	10	支庁	2	1	
209	家畜人工授精所の変更の届出等	家畜改良増殖法第25条の2	農林水産部農業振興課、農業振興事務所	10	支庁	2	1	
210	家畜人工授精所の許可証の書換え交付	家畜改良増殖法施行規則第38条第1項	農林水産部農業振興課、農業振興事務所	10	支庁	2	1	
211	家畜人工授精所の許可証の再交付	家畜改良増殖法施行規則第39条第1項	農林水産部農業振興課、農業振興事務所	10	支庁	2	1	

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001 定価 一筒月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

